

## 身体拘束廃止に関する指針

### 1. 身体拘束に関する理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアに努めます。

#### (1) 介護保険指定基準における身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を禁止しています。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

\*身体拘束を行う場合には、以上3つの要件を全て満たすことが必要です。

### 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及び行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・ご家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の想いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

## 3. 拘束廃止に向けた体制

### (1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体拘束が必要になった場合、随時委員会を開催します。

#### ① 設置目的

- ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の目的、方法等の検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### ② 身体拘束委員会の構成員

委員長は、代表取締役、副委員長は当該事業所の管理者、委員はその他事業所の管理者とする。

#### ③ 委員会の開催

3ヵ月に1回開催する。また、必要に応じて随時開催する。

## 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束（以下、参照）を行わなければならない場合、定められた手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体拘束及の対象となる具体的行為>

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む

- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

#### <実施の手順>

##### (1) カンファレンスの実施

切迫性によりやむを得ない状況になった場合、管理者を中心に、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認したうえで、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施した場合のリスクについて検討します。その結果、身体拘束が必要と判断した場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人・ご家族に対する同意書を作成します。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時実施します。

##### (2) 利用者本人やご家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間・時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合は、事前に利用者・ご家族等と締結した内容と方向性および利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得たうえで実施します。

##### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その態様および時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録します。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。

その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導が行われる際には掲示できるようにします。

(4) 拘束の解除

身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。その場合には利用者、ご家族に報告します。

5. 身体拘束廃止、改善のための職員研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な研修（年2回以上）
- (2) 新任者に対する研修
- (3) その他必要な教育・研修の実施

(施行日)

本指針は平成30年4月1日より施行する。

(改定履歴)

令和2年10月1日より施行する。

令和8年1月1日より施行する。

別添1 緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する同意書

添付2 経過観察・再検討記録

添付3 議事録

## 緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する同意書

利用者名 \_\_\_\_\_ 様

1. あなたの状態が以下の①②③の全てを満たしているため、緊急やむを得ず、以下の方法期間（時間帯）において最小限の拘束を行います。
2. 一刻も早く解除することを目的に鋭意検討を行うことを確約いたします。
3. 但し、推定期間を過ぎてもなお、継続的な拘束が必要な場合であっても、その行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに短期間で解除できるよう鋭意検討いたします。

- ① 利用者さまご本人または他の利用者さまの生命または身体が危険にさらされる切迫性が著しく高い
- ② 拘束その他の行動制限を行う以外に代わる方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

拘束の目的	
拘束が必要な理由	
拘束開始及び解除予定	
拘束の期間（時間帯）	
拘束の方法 （場所・拘束部位など）	
拘束すべき心身の状況	

上記のとおり実施させていただきます。

年 月 日

GH ピアハウス POP

管理者

印

利用者・ご家族記入欄

上記の件について説明を受け、同意しました。

年 月 日

氏名

印

（ご本人との続柄

）

## 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン

添付3

年 月 日作成

身体拘束適正化委員会 議事録

委員長		作成

日時・場所	年 月 日 時 分～ 時 分
出席者	【委員長】 【副委員長】 【委員】 【事務局】
議事	

